

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月4日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社 I S ホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(6812)2200
【事務連絡者氏名】	取締役 経営監理部長 関根伸介
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社 I S ホールディングス 本店 (東京都千代田区丸の内一丁目11番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社 I S ホールディングスをいい、「対象者」とは、ひまわりホールディングス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年2月5日に提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第5 対象者の状況
- 5 その他

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第5【対象者の状況】

5【その他】

(訂正前)

(前略)

(3)「貸倒引当金の戻入れに関するお知らせ」の公表

対象者は、平成25年2月4日付で「貸倒引当金の戻入れに関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、平成25年3月期第3四半期連結決算において、対象者に2億4百万円の貸倒引当金の戻入れが発生したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(訂正後)

(前略)

(3)「貸倒引当金の戻入れに関するお知らせ」の公表

対象者は、平成25年2月4日付で「貸倒引当金の戻入れに関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、平成25年3月期第3四半期連結決算において、対象者に2億4百万円の貸倒引当金の戻入れが発生したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(4)「臨時報告書」の提出

対象者は、平成25年3月1日付けで臨時報告書を関東財務局長に提出しております。当該臨時報告書の内容は以下のとおりです。なお、以下の本文中において「当社」とあるのは対象者を指します(以下抜粋)。

1【提出理由】

当社の連結子会社であるひまわり証券株式会社において、下記のとおり損害賠償請求訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

ア．当社連結子会社の概要

名称 ひまわり証券株式会社
所在地 東京都港区海岸一丁目11番1号
代表者 代表取締役社長 神馬 宗夫

イ．訴訟の提起があった裁判所および年月日

東京地方裁判所 平成25年2月4日（訴状送達日：平成25年2月28日）

ウ．訴訟を提起した者の氏名、住所

() 氏名 佐藤 日出男
住所 大阪府大阪市港区
() 氏名 大林 弘和
住所 愛知県日進市

エ．訴訟の内容および損害賠償請求金額

(1) 被告

() 氏名 松元 章彦
住所 兵庫県西宮市
() 氏名 南田 実
住所 大阪府大阪市都島区
() 名称 ひまわり証券株式会社
住所 東京都港区海岸一丁目11番1号
代表者 神馬 宗夫

(2) 訴訟の内容

原告である個人2名（以下「原告ら」といいます。）は、ひまわり証券において日経225先物・オプション取引を行っていた元顧客であり、平成23年3月に発生した東日本大震災後の日経平均株価の急落により、決済損に対する不足金（立替金）が生じております。その後、当該立替金に対する債権はひまわり証券から当社に債権譲渡されており、当社は、原告らに対して当該立替金（2名合計30,503千円）の支払いを求めて東京地方裁判所に訴訟を提起し、現在係属中であり、

本件訴状において原告らは、被告となっている個人2名が共謀して、金融商品取引業の登録がないにもかかわらず原告らに取引を一任する投資顧問契約を締結させ、ひまわり証券で日経225先物・オプション取引を行った結果、損失が生じたとしています。また、ひまわり証券に対しては、この取引にひまわり証券の担当者が関与しているとして、使用者責任があると主張し、他の被告とともに連帯して損害賠償することを求めております。

ひまわり証券では、原告らによる取引が行われていた当時には、第三者に一任して取引が行われていたことは一切認識しておらず、また原告らによる取引はインターネットで行われており、何ら不法行為はないと認識しております。

(3) 損害賠償請求金額

原告 佐藤 日出男
被告松元章彦、被告南田実、及び被告ひまわり証券株式会社は、連帯して、金46,726,675円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
原告 大林 弘和
被告松元章彦、被告南田実、及び被告ひまわり証券株式会社は、連帯して、金5,051,904円及びこれに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 今後の見通し

ひまわり証券では、適切に業務が行われ何ら不法行為はなかったと認識しており、法廷の場で原告らの主張に対する反論を行ってまいります。また、当社においても、本件原告らに対して提起している立替金請求訴訟に関して、引き続き法廷の場で適切に対応してまいります。

なお、当該訴訟による当社グループの連結業績に及ぼす影響は、現時点で不明であります。

以上